

## 令和7年12月 隨意契約一覧（建設工事等）

項目番号	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	12月8日	無地番区有地の調査測量委託	令和8年3月23日	一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	763,257	指定事業者は、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査及び測量並びに登記の嘱託手続等を適正かつ迅速に実施するため設立された都内唯一の法人である。本業務に含まれる不動産調査報告書の作成は、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にしか行えず、また、不動産の登記に必要な調査及び測量並びに図面の作製も委託することから、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるには、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
2	12月10日	墨田区庁舎ゴンドラ設備改修工事	令和10年3月31日	日本ビゾー株式会社本設ゴンドラ東京支店	319,500,500	本工事は、ゴンドラ設備のレール等の部材を再利用して改修を行うものであり、既存構造部を熟知している必要がある。また、再利用する部材は指定事業者が製造・設計した特注品であるため、他社製品との互換性がない。従って、本工事の施行が可能なのは、既存設備の製造及び設置を行った指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課
3	12月10日	庁舎1、2階及びすみだリバーサイドホール改修に伴う昇降機設備工事	令和9年3月31日	東芝エレベータ株式会社東京支社	135,298,900	本工事は、既存の昇降機設備（エスカレーター）の構造部等を一部再利用し、制御部品等の改修及び耐震化を行うものであり、既存構造部を熟知している必要がある。また、当該設備は庁舎の運用上の重要な動線であるため、工事による使用停止期間を最小限に抑える必要がある。従って、効率的かつ安全な施工が可能であるのは、当該設備の製造及び設置を行った指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
4	12月10日	庁舎1、2階及びすみだリバーサイドホール改修工事に伴う工事監理業務委託	令和9年10月13日	株式会社山下設計	132,220,000	工事監理業務を行うためには、施設の諸条件や利用特性及びプロセス等の熟知が不可欠であり、本件改修工事の設計業務の受託事業者でなければ、極めて支障が大きい。 指定事業者は、本件改修工事の設計業務を受託した株式会社山下テクノスの体制変更により設計業務を引き継いでおり、本業務を確実かつ効果的に履行することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
5	12月11日	立花大正民家園旧小山家住宅屋根及び雨どい補修工事	令和8年3月31日	有限会社大榮工務店	1,940,400	本工事は、墨田区指定有形文化財の補修工事である。そのため、本工事の施工者は、大正時代の寺社建築や住宅建築における修復・復元について高度な知識と技術を有し、建築年代特有の工法を習得している等の条件を満たす必要があり、当該条件を満たし、かつ施工できる区内事業者は、指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地域教育支援課